会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(令和3年度第1回)
日 時	令和 4 年 1 月 17 日 (月) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 23 分
場所	中棟4階 第2委員会室
委員出席者	井口順司、大谷紀子、高橋博、吉岡淳志、石田悦実、立入聖堂、 堀内一男、奥山未来(以上敬称略)
幹事出席者	白井教之、石河内賢、植田敏郎
委員欠席者	根本尚之、岩永覚太郎、清水豪、松見光(以上敬称略)
会議次第	 部会長あいさつ 委員自己紹介 議題 (1)震災救援所と福祉救援所・福祉事業者との連携について (2)福祉救援所への直接避難について その他
資料	資料1 災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料2 震災救援所と福祉救援所・福祉事業者との連携について ・参考資料 区と民間事業者の連携事例(練馬区) 資料3 福祉救援所への直接避難について ・別紙1 福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改正ポイント (令和3年5月) (内閣府ホームページ資料一部抜粋) ・別紙2 2.2.5 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整 (福祉避難所の確保・運営ガイドライン一部抜粋)

座長

皆さん、おはようございます。ただいまから災害時要配慮者対策連絡協 議会第二部会を開催させていただきます。

私、部会長を務めております、社会福祉協議会の井口と申します。よろ しくお願いを申し上げます。

今日が何か2年ぶりの開催ということでございます。なかなかコロナで開けなかったというところもございますけれども、開催させていただいて、また、改めて感染が拡大しているということでもございますけれども、できるだけそういうことで、こういう部屋の環境でございますので、短時間に会議のほうも円滑に進めさせていただければというふうに考えております。

会議のほうは次第に沿って進めさせていただきます。

2番目の委員の自己紹介というところに入らせていただければと思います。

お手元の資料1のほうに、この協議会の名簿がございます。二つございまして、私どもは右側の第二部会という形になっております。ということで、順を追って、事務局も含めて自己紹介をお願いできればと思います。

改めまして、私は社会福祉協議会の井口と申します。どうぞよろしくお 願い申し上げます。

じゃあ、続きまして、お願いします。

はい。杉並区ケアマネ協議会の副会長をしております大谷です。よろしくお願いいたします。

杉並区地域包括支援センター、ケア24上井草のセンター長の奥山と申します。よろしくお願いします。

精神障害者地域生活支援すぎなみ会議の吉岡と申します。よろしくお願いします。

井草中学校学校震災救援所の石田と申します。よろしくお願いいたします。

西宮中学校の震災救援所の立入です。よろしくお願いいたします。

杉並第十小学校震災救援所運営連絡会、堀内と申します。 どうぞよろし くお願いします。

障害者団体連合会の高橋といいます。よろしくお願いします。

事務局もお願いします。

はい。私、幹事でもあって、あと副座長も兼ねさせていただいております、保健福祉部管理課長の白井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

障害者生活支援課長

同じく第二部会幹事の障害者生活支援課長の植田でございます。よろしくお願いいたします。

介護保険課長

同じく第二部会の幹事の介護保険課長の石河内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局事務局

介護保険課管理係の和久井と申します。よろしくお願いいたします。 高齢者在宅支援課の地域包括ケア推進係の佐々木と申します。よろしく

お願いいたします。

事務局

高齢者施策課施設整備推進担当の係長の代理としてお邪魔しております田枝と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

防災課防災計画担当、上田と申します。よろしくお願いします。

事務局

保健福祉部管理課の高野といいます。事務局をやっております。よろしくお願いします。

2

委員

委員

委員 委員

委員委員

委員 座長

副座長

事務局

座長

同じく事務局の保健福祉部管理課地域福祉係の有田と申します。よろしくお願いします。

はい。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

なかなかこの会議が開けていないので、どういう会議の中身かというところもあるかと思うんですけれども、この名簿の上のほうにもちょっと書いてありますけれども、災害時要配慮者の対策ということの中で、この第二部会のほうは、民間事業者等を含む地域団体の協働・連携の体制について議論し、理解を深めていく、そういう会議だということでございます。

それで、議題のほうが今日は二つございます。それぞれについて事務局のほうから説明していただいて、皆様のほうから、いろいろ、様々意見を頂ければよろしいのかなというふうに思います。

それでは、初めに、震災救援所と福祉救援所・福祉事業者との連携についてということで、じゃあ、事務局から説明をお願いします。

はい。それでは、ご説明します。

まず資料の確認をさせてください。

資料1、ですが第一部会及び第二部会の名簿です。資料2は震災救援所と福祉救援所・福祉事業者との連携で、両面刷りでございます。それが1枚。

あと、参考資料の練馬区の事例、区と民間事業者の連携事例ということで、これがクリップどめになっております。

続きまして、資料3、福祉救援所の直接避難、これが両面刷りで2枚。 それに関連する資料ということで、別紙1の確保・運営ガイドラインの 主な改定ポイントが1枚と、別紙2、ガイドラインの一部抜粋になります。 以上が資料になります。

特に、お手元に資料がない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。 ないようでしたら、説明のほうをさせていただきます。

資料2をご覧ください。

震災救援所と福祉救援所とあと福祉事業者との連携についてでございますが、まず、区の現状でございます。令和元年の災害時要配慮者対策連絡協議会の合同会で、次の3つの方向性を議論しましたが、新型コロナの感染拡大を受けて、震災救援所、福祉救援所の訓練とかあと打ち合わせがなかなかできない状況があり、一部の取組しかできませんでした。

合同部会で確認した今後の取組内容なんですけども、まず、震災救援所連絡会に参加したい福祉事業者と連携した震災救援所の運営連絡会の調整を区のほうで行うことですが、実施できない状況でございました。

また、震災救援所運営連絡会で、区の要配慮者対策や震災救援所運営連絡会と福祉事業者との連携事例の紹介についてもできない状況でおりました。

ただし、三つ目の福祉事業者に対する区の災害に関する取組の説明を、 防災課とか土木管理課、あとは私ども保健福祉部管理のほうで、協働しな がら事例の紹介とかマニュアルの策定等につなげていくような研修を行わ せていただきました。例として、ケアマネ協議会とか、あとケア24の研修 で、この3課が合同して実施してまいりました。

今後の課題や取組ですが、震災救援所と福祉救援所のつながりを構築しながら、次の項目について取り組んでいく必要があると思っております。

第一に、人材の確保です。震災救援所も災害時には専門のケアを行う人 材が必要となることが想定されます。また、福祉救援所でも専門的なケア

事務局

を行うという位置づけがございますが、やっぱりマンパワーの不足という ものが懸念される状況であります。ということで、人材の確保は、大きな 課題になるものと考えております。

震災救援所、福祉救援所での災害時要配慮者に対する支援の取組とか、 福祉事業所の理解と協力を得ながら、人材確保に努めていく必要があるのではないかと考えております。

二つ目に、震災救援所と福祉救援所間での安否確認の情報の共有化です。基本的に震災救援所のほうで、災害時の要配慮者の安否確認を共助の取組で行うことになっておりますが、一部の事業所においては災害時の利用者の安否確認を行おうと予定している事業所もございます。

震災救援所と事業所との安否確認情報を共有化することによって、効率のよい安否確認を行っていく必要があります。こちらについては、またさらに課題として、区の個人情報保護に関する、そういったところとも調整していかなければいけないと考えております。

裏面をご覧ください。

第三に、震災救援所と福祉救援所間の連携の仕組みでございます。基本的に、区の防災計画では、延焼や倒壊で在宅避難が困難な場合に、震災救援所のほうへ避難をすることになりますが、専門的なケアが必要な場合は福祉救援所に搬送し、福祉救援所ではその避難者を受け入れる必要が生じてきます。この受け入れと搬送をスムーズに行うためには、震災救援所と福祉救援所の連携が非常に重要だと考えております。

震災救援所、福祉救援所の連携事例の紹介等を行いながら、お互いに理解を深める環境を醸成し、訓練にお互いに参加し合えるような、そういった仕組みの連携をつくっていく必要があると考えております。

続いて、参考資料をご覧ください。

これは、前回の令和元年のときにも、こちら部会のほうでご提示させていただきましたが、練馬区につきましては、介護サービス事業者と福祉サービス事業者、二つの事業者と協定を結んでおりまして、安否確認の実施やいわゆる人材の派遣といったものをこの協定に基づいて行っています。

私からの説明は以上です。

はい。ということで、今の状況というんですかね、この災害時要配慮者の対策ということの中での現状についてお話を頂きましたけど、会議を開催していないように、何かどうも2年間ほとんど話が進んでいないようにも受け止められるところもあるんですけれども、それぞれ地域の中では、この間にも訓練をなさったり、あるいは取組を深めたり、そういう取組もなされておられるのかなというふうに思います。

そういう中で、今後の連携について、私どものほうではこうやっている よというお話でも結構ですし、課題提供を頂くということでもよろしいか と思うんですけれども、それぞれ委員の方々、部会委員の方々からちょっ とお話を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

まず、この2年、訓練は1回も実施できていませんし、実は来月訓練予定だったんですけど、まだはっきりとはしていませんが、この状況だとまた中止かなというふうな感じで受け止めています。

ただ、要配慮者の名簿に関しましては、民生委員のほうでいわゆる重篤 度を判断いたしまして、この方々はできるだけ早く安否確認に行かなきゃ いけないというA層と、我々A層と言っていますけど。それから、それに

座長

委員

続く登録者で、それがB層です。最後が、お元気なんですけれどもちょっと不安だから登録しておきたいという方々も中にはいらっしゃいますので、そういう方々をC層としておりまして、このA層のところを民生委員のほうで判断していきますと、今日の議題の中にもありますけれども、やっぱりすぐに専門的な施設のほうにお連れする必要があるのではないかという方々がやっぱりいらっしゃいます。

こういう方々をどういうふうにフォローしていくのかというのは、もう 我々の判断だけではどうにもなりませんので、今日、このお話し合いのと おりで、福祉救援所の方々と、ふだんから重篤な方に関しては、私は一人 一人の対応はある程度、より深くプランニングしておく必要があるのでは ないかというふうに思っています。それは、震災救援所だけでは絶対でき ないことですので、区のセクションやまた福祉救援所の方々と個別に詰め ておくことが、実際は要配慮者の安心につながるのではないかというふう に思っております。

それからもう一点なんですけど、私、民生委員をやっていますけども、この要配慮者の方々を、今までならば、できるだけ早く安否確認に行って、必要があれば震災救援所のほうにお連れするというふうなご挨拶といいますかプランをつくってきたんですが、このコロナが発生して以来、本当に震災救援所にお連れすることが安全なのかどうかということも考えていかなきゃいけないなというふうなレベルになってきました。したがって、在宅避難というのは、私は安全な方法であると責任者としては思っておりますけれども、まだまだ何かあったら必ず助けに来てくれるというようなような受け止めをされている方が多いので、これは全区的に検討していただいて、やっぱり自宅避難ということが基本で、そのためには備蓄をしたり、日々の備えを各個人がやるというふうなガイドラインを周知徹底していただくことも、結果的に要配慮者の命を守っていくことになるのではないかというふうにも思っております。

これは、議論があるところだと思うんですけれども、西宮中のほうはそんな状況であります。ありがとうございました。

はい。ありがとうございました。

今、自宅避難というお話もありましたけど、その辺り、区のほうでは、 この間の中で何か変わってきているところとかはありますかね、考え方 で。

防災課です。

今年度、密を避けるためにも、自宅が倒壊もしくは延焼する可能性がなければ、在宅で避難していただけるよう、チラシ等を作成して、区民への周知を図っているところであります。併せて、最低3日分の食料を自宅のほうで備蓄していただけるよう、お願いしているところでございまして、それでも、例えば家が倒壊もしくは延焼する場合は、震災救援所のほうに来ていただいて、避難していただくことになるんですけども、震災救援所におきましても、感染対策を取りながら対応を取って、より安全な運営のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにございませんでしょうか。例えば障害者の関係の要配 慮者の方もおられるかと思いますけれども、○○委員、何かありますでし ょうか。

在宅避難が始まったのが平成25年からですよね、たしかね。

座長

事務局

座長

委員

事務局 委員

その前からです。

いや、区の基本方針が、大丈夫な場合は在宅避難でいいですよというふうに方針が変わったのが、たしか平成25年度からだと思うんですよ。それがあったので、障害者のほうは、私たちがみんなに言っているのは、家が壊れたり、何か火事とかがない限り、自分の家で避難しましょうというふうに言ってきています。そのためにも、以前から言われている3日間の食料とか水とか、そういうものの備蓄はやりましょうと。

それでずっと来ているから、あんまりこの問題について、もう在宅避難があったら、私にしても杖をついている人にしても視覚障害者にしても、 多少の家が壊れたとしても、多分避難所には行かないと思うんですよ。そういう意味で落ち着いている面があるのかなというふうに思います。

ただし、要配慮者に対して、この制度をつくったときに、名簿に登録した人に、まず個別避難支援計画をつくると。それが、平成19年か20年ぐらいになります。その後、五、六年たって、在宅避難優先みたいな形になって。それはそれでいいんですけど、それと同時に言われたのが、ただし、在宅避難者に対して、安否確認と水や食料の支援についてはできるだけやるというふうに言ってきていると思うんですよ。

それが、私ももう20年ぐらい前に、15年以上前かな、このたすけあいネットワークの登録が始まった頃に民生委員がうちに来て、個別避難支援計画をつくったんですけど、その後、うちに来た民生委員の人は亡くなっちゃったんですけど、どこの障害者に聞いても、2回目に民生委員が来たということがほとんどないんじゃないか。1回目、個別避難支援計画をつくるところまでで精いっぱいで、それ以降のフォローがやっぱりなかなか十分できていないらしいと。民生委員、1回しか来ていないよということがあるんで、そこのたすけあいネットワークに登録したけれども、その後何の音沙汰もないから、実際に起きたときに、3日後でもいいから、水や食料とか安否確認とか来てくれるのかというのを心配している人はいます。

救援所の人も、その日のうちに、地震が起きた、じゃあ助けに行かなきゃと思わなくてもいいと思うんですよ。一応3日ぐらいは、家が壊れたら多分外へ逃げ出して、自力かあるいは誰かの助けを借りて救援所へ行くと思うんですけども、そうじゃない限りは自分の家に大体がいると思うので、その3日ぐらいの間に1回行って、何が足りないか、今の家で大丈夫なのかというのを聞いてもらえればいいんじゃないかなと思います。

民生委員の人、すごい忙しくて大変だと思うんですけれども、やっぱり 今、ネットワークの登録者を増やそうという話が出ているらしいんですけ ど、そのネットワークの登録者を増やすよりも、今現在ネットワークに登録して、個別避難支援計画をつくったけれども、つくったきりで、その後何のチェックもないという状況を、やっぱり、今登録している人に対してのフォローをちゃんとやってほしいなというふうには思っています。

以上です。

はい。ありがとうございます。

今、民生委員さんのお話もありましたけど、要配慮者のフォロー、個別 支援計画をつくったその後のステップというところ、その辺りはいかがで すか。

副座長

私からも補足説明も含めてさせてください。

委員からご指摘いただいた点は、我々事務局としても悩ましいところでありまして、本来ならば、登録されて個別避難支援プランをつくられた方

に対しては、年に1回は、状態変化とかということもあろうかと思うので、一応年1回は訪問してくださいということは、民生委員さんにはお願いはしているところです。

ただ、今ご指摘があったように、民生委員さんご自身が、いろんな役回りとかが増えてきて、活動が増えていて、なかなか訪問に行けない、また訪問することを……

委員 副座長 拒否される。

ちょっとおろそかにされている方も中にはいらっしゃるというふうには 聞いておりますが、一方で、なかなか民生委員さんお一人で訪問しづらい 方も登録されているというのも現状としてあって、そうしたところを、例 えば保健センターの職員に同行をお願いしたり、またはケア24やすまいる の職員の方に同行をお願いしてといったようなこと、また、場合によって は専門職の方に訪問していただくということも、これから仕組みとしては ちょっと考えていかなきゃいけないかなというふうなことは、事務局とし ても認識はしているところです。

いずれにしましても、実はこれ、第一部会のほうの検討テーマとして言い続けているのが、今回、災害対策基本法が改正されて、法律上は個別避難支援計画と言っていますけど、そこに避難支援者を記載するというところが出てきておりますので、そうした法改正の趣旨を踏まえて、区としてこの個別避難支援プランをどのように今後運用していくかというところは、引き続き検討していきたいと思っています。

ですので、訪問がきちんとなかなかできていない部分も含めて、事務局としては重く受け止めておりますので、引き続き考えていきたいなというふうに思っています。

これは、私ども事務局だけでは決められませんし、民生委員さんのご意見もきちんとお聞きしながら、よりよいものにしていきたいなというふうに思っています。

いいですか。今、副座長が言ったように、このたすけあいネットワーク

以上です。

はい。

の制度ができたときは、たしか民生委員が行くというんじゃなくて、民生委員とか地域センターの係員とか救援所のメンバーとか、複数でチームを組んで回っていくという話だったのが、多分その関係が崩れちゃっているから、私、全然民生委員を責めるつもりはないんですが、この前アンケートをして民生委員の大変さは分かっているので、むしろ民生委員を助ける、今言われた支援者をつけるという話がありますけれども、個別避難支援計画をつくった後に、やっぱりそれを引き継ぐ人、民生委員が自分が行かないとチェックができないというのは、たすけあいネットワークができる以前の状態に、民生委員がみんなの個人情報を持って抱えて、必死になって、地震が起きたら、火事になったら、救援所までその名簿を持っていかなきゃいけないという状態と同じになっちゃうんで、それを助ける体制を区のほうでも、この制度が始まったときは、そういう3人ぐらいで行くという話だったと思うので、そういうことをもう一回、制度的に区のほう

地震が起きた当日、火事が起きた当日に行くというのは不可能だと思うんですけれども、一応3日ぐらいの余裕を持って、私たちもすぐには来ないよと言ってありますから、3日ぐらいの余裕を持って、食糧があるうち

で考えてくれればいいかなと思います。

座長 委員 座長

副座長

だったら、その間にチームを組んで回ってくれるとありがたいなと。で、 先進的な町会など、もう既にそういう体制を組んでいるところもあるとい うのは、もう何年も前の話ですけれども聞いているんで、それに行政もち ょっと助けを入れていけば、うまくいくんじゃないかなと思います。 はい。

今、そういう提起も頂いたけど、いかがですか。

はい。今日の資料の中でも触れさせていただいているところとしましては、やはり、今、委員からご指摘いただいた部分は、日頃から震災救援所の運営連絡会の方とやはり福祉事業者または福祉救援所の指定施設の方との、やっぱり、顔の見える関係づくりというのが重要なのかなと。

先ほど委員からもご指摘いただきましたけども、ケアの内容については、やはり震災救援所の方って、ほとんど分からないところがやっぱり多いと思うんですね。そうしたときに、いざ災害が起きたときに、そうした専門的なノウハウを知っている方のノウハウがどれだけ提供されるかといったところがやっぱり重要になってくるのかなと思っておりまして、実は連携事例というのも、杉並区、全くないわけではありません。西宮中学校、また井草中学校も近隣の福祉施設と合同した訓練というのは、実際には実施されています。これがなかなか区内で横展開、広く周知がなかなかできていないというところに、我々もジレンマを感じているんですが、そうした好事例をきちんと紹介しながら、顔の見える関係づくりを進めていき、いざとなったときにチームでそうした登録された方の安否確認を含めた支援につなげていければというふうに思っておりますので、ここは引き続き、我々事務局も努力していきたいと思いております。以上です。

委員

ちょっとよろしいでしょうか。制度的なことで、震災救援所の立場でちょっとお話をさせていただきますと、民生委員が避難支援プランをつくって、区のほうに提出することで、さっき委員がおっしゃいましたけれども、1回目のまずそのプランが出来上がるんですが、実は杉並区の取組としましては、どこの震災救援所に逃げてもいいですよというルールがあるものですから、私自身が民生委員として避難支援プランをつくったその対象者の半分が、私が担当している震災救援所じゃないところに避難をされるという、そういうシステムに、どうしてもならざるを得ないんですね。

したがって、例えば自分が関わっていない震災救援所がどんなシステムで、どこまでこのことについて取り組んでいるかということについては、私のところに入ってこないわけです。

委員

そうすると、言えないこともありますし、勝手なことは言えませんから。私は西宮中ですから、西宮中に関しては私はお話しできますけれども、具体的なことを言いますけど、高井戸第二小学校、非常に近隣です。そこに避難される方はいっぱいいらっしゃるんですけど、これは自由なので、それはそのままプランをつくっていますけれども、じゃあ、高二がどんなふうな体制を取っているのかということについては、全く情報がないものですから。

そういう意味で、私がこれは提案させていただきますけども、民生委員は、もちろんおっしゃるとおりで、定期的なフォローはかけていくべきだ

と思うんですけども、できるならば、希望をされている震災救援所の民生 委員が担当するわけですから、その方々が責任を持って、いわゆる定期的 なフォローをかけていくことが、よりその方の要望に合う対応ができるの ではないかと思いますし、結果的にそのルートができていれば、今日の話 題、議題になっていますけれども、福祉救援所との連携であるとか、いろ んな福祉の業者さんとの連携であるとかということも具体的に話が進んで いくのではないかなというふうに思います。

ただ、その制度的なところは、もうそこは変えられないので、自由にどこでも避難していいですよという登録方法を取っている以上、1人の民生委員が全て対応していくということは、僕はどこかで限界があるのではないかというふうにも思います。その辺は、ちょっとシステム的に考えていかれるべきではないかなというふうには思います。

以上です。

はい。お願いします。

今、西宮中さんのおっしゃっていることは、もう本当に的を得ていまし て、現在、私たちとしましては、民生委員さんの協力の下に要配慮者の地 図落としをして、どこにお住まいなのかを全員調べる作業を毎年2回ぐら いやっております。でないと、どこに配置されているか分からない人たち については、やはり非常に探すだけでも難しいということがありまして、 以前から町会のボランティアを募りまして、そういう形で要配慮者の確認 だけをしていただくという作業をずっとやっております。ただ、限界があ ります。やはり同じようにガイドラインをきちっとつくっていただくこと によって、その人たちの、まあ、ボランティアという対象の方以外でも、 私たち委員に対する配慮というものがすごく必要になってくるのでないか なと思っています。人数が足りませんので、どういうふうにやりくりをし ていくかと。要配慮者って、私たちの地区だけでも、今だけで百何十人も いらっしゃるんですよ。そうすると、百何十人をたった委員の何人かでそ の対応をするのに、私は一応、責任者で全部割り振りをしておりますけど も、その割り振りだけでも、大変な民生委員さんの協力が必要になってき ます。

ですから、逆に言うと、本当に救援所と福祉事業に関する方々の協力の下、やはりそういう形で連携していただくと、現場としては非常にスムーズに行くということと、それから、やはりおっしゃったように、民生委員さんだけが対応するということは、非常に限界があると私は思いますね。ですから、本当にメンバーとしては、井草中学校は地域連携でやっております。今おっしゃってくださったように、福祉事業者、ケア24さんとか、皆さん、委員会の中に出てきてくださっていますけども、現状としてはそれまでなんですね。ですから、それまでではなくて、実動部隊としてどういうふうな形で協力でき、そこの方々の希望に沿えるかということも、やはり行政ときちっと話し合わせていただくと、すごく楽になると思いますね。私たちは素人ですから。専門の方のアドバイスを受けて動くということの必要性というのを非常に大切だと思っています。

メンバーとしてみると、女性が多いんですが、女性も家の中のことをしなければいけなかったり、いろいろしますので、その時間の3日間というものに対しても、やはり皆さんが、意思で、そのやりくりをしながら参加するということがあるんですけども、現状としては難しいかなというのもあります。

座長 委員

ですから、専門家の方にそこに交じっていただくということがまず前提だと思いますね。今おっしゃったように、非常に私はもう納得いく皆さんのご意見だったと思いますので、それをちょっと考えていただくとありがたいなと思います。

マンパワーの不足という話ですね。

そうですね

それと、もともとは民生委員さんだけじゃない方々に入っていただくというお話の中で、現実がちょっと変わってきている。特に、どちらかというと、震災救援所としては進んでいらっしゃるお二人のところでさえもまだまだ課題が多いというお話で、私は受け止めたんですけども。

せっかくの機会じゃないですけど、やっぱりここで今日課題をお話しいただいたところを受け止めて、次に会議があるときには、それに対してどう区として取り組んだのか、そういう話ができるような進め方になれればいいかなと思うんですけれども。お願いします。

事務局

座長

委員 座長

事務局ですけども、今回、本当にありがとうございます。確かにこの安否確認については、本当にどういうふうにやっていくか、震災救援所だけだとやっぱり厳しいので、どういった連携が取れるかというのは、引き続き重要な課題と認識させていただきまして、検討させていただければと考えております。ある程度方向性とかそういうのが見いだせましたら、またこの会議でご報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

座長 委員 はい。お願いします。

ケアマネ協議会のほうから、今年度、昨年度と取り組んできたことを少しご報告させていただきながら、課題というところで上げさせていただきたいと思います。

介護保険のほうは、杉並区介護保険課さん、地域、皆さんと協力させていただきまして、杉並モデルという形で、今、新しいモデルを行っています。ユーチューブとかにも上げているので、見ていただければありがたいなと思いますし、また杉並区のケアマネ協議会は、今、ロックをかけていないので、そこからも行くことができます。

介護保険のサービス事業者には、現在、BCP、事業継続計画というものを策定するようにということになっています。災害下においても、職員が災害避難にあっても、必ず事業計画が継続できる、事業が継続できるようにということの中身になっています。

介護保険、ケアマネジャー、よく聞く話だと思うんですけれども、1人の利用者にケアマネジャーは1名なんですね。そのケアマネジャーがケアプランを立てて、各事業所さんが利用者さんに対して、住民の方に対してケアが動くという形になりまして、このケアマネジャーが災害に遭う、コロナもそうなんですけれども、お休みになってしまうとなると、たちまちその利用者さんの支援が止まるということになっています。

ケアマネジャーは、1人に対して1人なので、実はケアマネジャー自体の横の連携って、ないんです、利用者さんに対して。なので、私たちがお休みに入ってしまうと、本当に利用者さんは困るだろうというところで、そこを助けるというシステムを杉並モデルとしてつくりました。

要は、どんなことかというと、ケアマネジャーが復帰するまで代わりの 応援ケアマネジャーに業務を委託するというものになります。そこにはケ アプラン料のお金の問題もありますし、実際に訪問するとかサービスを調 整するという手間も応援ケアマネジャーにお願いをするという、そういう 新しいシステムをつくって、個人情報の壁もあるので、契約のときに重要 事項説明書と一緒に説明をさせていただいて、利用者さんに同意を頂くと いうものをつくりました。

まだこれも始まったばかりで、ケアマネ協議会の中でも勉強会をいっぱいやって、少しずつ形にしていくということで、現在のところ、この制度を使って応援ケアマネジャーをやったということは、まだ1例もないです。ただ、先々起こり得ることというところで行くと、この計画がうまくいくといいなというふうに思っています。

で、これがこの災害のところの要配慮者に関わるかというと、このとき に、私たちがもう、災害が起こってしまったらご自宅に行くことはできな いので、そのときに改めてケアプランを新しい応援ケアマネジャーさんに お渡しするとか、利用票をお渡しする、こんなサービスが入っていますよ とお知らせすることができないので、そのときに使わせていただいている のが、ご自宅に保管させてもらっている筒なんですね。この中にケアプラ ンと最新の利用票を入れておいていく。そうしたら、応援ケアマネジャー さんがご自宅に行けばそれを見ることができるのではないかというふうに 使わせていただいたので、当初、地域の手への申込みを、数多く行った形 に、コロナの中でも民生委員さんに動いてもらわなければならないことが 多々あったのではないかと思うんです。先ほどの課題にありましたが、ケ アマネジャーが避難計画まで作成がもう少しできるようになると、地域の 皆さんにとっても利用者の皆さんにとってもいいのかなというところが一 つ課題であって、どんなふうに避難計画をつくることが望ましいのかとい う、お互いの歩み寄り、勉強会も含めたシステムづくりが一つ必要なので はないかというところです。

あと、利用者様の中には、地域で頑張っていらっしゃるんですけれども、なるべく地域の方に知られたくないという方もいらっしゃるんです。 地域の手への登録をしたくないなということをおっしゃる方もやっぱりいらっしゃいます。いろんな気持ち、病気があって介護保険を利用されているわけなので、その病気のことをオープンにするのは、家族構成のことをオープンにするのは、ということをちゅうちょされる方もいらっしゃいます。

そういった方たちをどういうふうにフォローしていくのかというところはケアマネジャーの仕事かなというふうに思っていますので、杉並モデルもそうですし、この災害時の避難のところでどんなふうに利用ができていくのかというところは、双方がウィン・ウィンの関係ができるといいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

はい。

まあ、今、るるお話ありましたけど、事務局で何か今のお話について何かありますか。

繰り返しになって恐縮なんですけども、民間事業者との協力体制、本当に通り一遍のことではなかなか厳しいので、今回、そういったいろいろと、例えば個別避難計画をある程度ケアマネさんのほうでという話も承ったので、調査、研究、検討をさせていただければと思います。

はい。どうぞ。

ありがとうございました。

座長

事務局

座長 副座長

11

今、委員がお話しいただいたところ、なかなか訪問に来てくれないというところにも、解決につながるのかなというふうに思っていまして。

これも、次年度すぐというのはちょっと難しいんですが、国のほうでも 専門職による個別避難支援計画の作成というのを一つ打ち出していますの で、令和5年度に向けて、事務局としても考えていきたいですし、また先 ほどお話しいただいた民生委員さんとの役割分担とか、そうしたことも含 めて、今後、民生委員の協議会のほうもありますので、そこにもきちんと 諮って、ご意見を頂いた上で、実現に向けて検討していきたいと思ってお ります。ありがとうございました。

座長

はい。

ほかに、まだご発言のない方々で何かございましたらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

座長

一つ目の議題のほうは、ありがとうございました。様々なご意見、課題 提起も頂きましたので、それを区のほうで受け止めて、次の会議には何か しら進展のあるようなところの取組があって、その上でまた議論を深めて いただくような、そんな流れにしていただければと思います。

続きまして、福祉救援所への直接避難についてということで、事務局から説明をお願いします。

はい。事務局のほうから説明します。資料3、福祉救援所への直接避難 をご覧ください。

まず、現状ですけども、杉並区では、自宅の安全性が確保され、延焼等の恐れがない場合は、在宅避難を推奨しているところでございます。

ただし、延焼や倒壊の危険があって、自宅で避難生活ができない場合には、小中学校の震災救援所に避難することになっております。

震災救援所での避難生活が困難な場合には、要配慮者の中で、自力や家族の支援があれば生活可能な方につきましては7か所の地域区民センターの第二次救援所で、専門的なケアが必要な場合には福祉救援所へ避難することになっております。

今回、国のガイドラインの改定がございまして、2のところをご覧ください。

令和元年の台風19号の災害を踏まえた高齢者等の避難について、国のサブワーキンググループにおいて意見が出まして、災害対策基本法の改正があり、これを受けて「福祉救援所の確保・運営ガイドライン」の一部が改定されました。その中で、災害時要配慮者が日頃から利用している施設に直接避難を促進する旨が追加されました。

改定内容ですが、指定福祉救援所への直接避難の推進ということが書かれておりまして、地区防災計画や我々で言うところの個別避難支援プラン等の作成プロセスを通じて、要配慮者の意向を踏まえつつ、事前に福祉救援所ごとに受入れの調整を行っていったほうがいいだろうと。それで、日頃から利用している施設に避難することが望ましいだろうというところになりました。

別紙1、別紙2をご覧ください。

別紙1については、内閣府のホームページの一部抜粋ですけども、主な改正のポイントということで幾つか出されております。黒い太丸で囲ってありますけども、こういった形で、内閣府のホームページのトップページのところに、直接避難の推進ということがうたわれております。

事務局

併せて、別紙2をご覧ください。

こちらは、福祉救援所の確保・運営のガイドラインの一部抜粋でございますが、これが根拠になっているというか、こういった形で改正されましたと。平素から利用している施設への直接避難につきまして、かなり要望があったというところで、事前に受入れの体制調整等を行って、避難が必要になった際には、福祉救援所へ直接避難を促進することが望ましいとアンダーラインのところにこのように書かれております。国としましてはガイドラインで促進する方針になっております。

そこで、課題でございます。3番の課題ですが、この受入対象者を通常 業務、通常サービス、あるいは平素から利用している者のところで、実情 を踏まえて直接避難を実現しなさいというふうになっております。

実情を踏まえるというのは、例えば高齢者は高齢者施設ということで、 障害者は障害者施設ということで、特定していくということがガイドラインに書かれておりますが、これをじっくり読んでみますと、恐らく直接避難については限定的なものになるのかなと、課題では考えられます。

それで、区として、指定福祉救援所への直接避難を実施するか、あるいは実施した場合にはどのような解決策等が必要になってくるかということを検討していく必要がございます。

裏面をご覧ください。

実施する場合の課題というのを、今回考えつくところを上げさせていただきました。

まず、区のほうの課題でございますが、対象者の選定をどのようにしていくかというのが、非常に問題になるかと思います。あとは、施設の収容人数に限りがあるため、福祉救援所の割当てができるのか。例えば先ほど特定という話もしましたが、高齢者、障害者、その他ということで特定していかなければいけませんので、それがきちんとできるかどうか。あとは、個別避難支援プランの書式が福祉救援所の様式になっていないので、様式の変更をする必要が出てくるだろうということが一つです。

今現在、安否確認を行うのは、震災救援所の役割なので、直接避難になっても、震災救援所で行うのかが課題になってくると考えます。

これも第1項目でちょっと出ましたが、要配慮者の安否確認、避難等の情報をどのように管理していくか。これは、福祉救援所、震災救援所で恐らく両方持つようになるのかなということなんですけども、それをどのように管理していくのかということが課題になるかと思っております。

要配慮者の個人情報を福祉救援所に提供することがそもそもできるか。 恐らく事前に提供することができるかということが、区としては課題にな るのではないかと思っております。

続きまして、福祉救援所の課題ですけれども、指定福祉救援所とする場合、公示することになるんですけども、公示した場合、そもそも想定していない方が避難してくる可能性があるというところです。

長期化した場合、施設の利用者と避難者の対応について考えていく必要があるかと考えております。

続いて、受け入れ後の支援内容を予め定める必要があるため、個別避難 支援プランの事前提供というのがこれは必要になってくるだろうと考えま す。直接避難を行うためには避難者情報の事前提供というのが必要になっ てくると考えます。

また、移送のための交通手段・燃料の確保がきちんとできるのかどうか

ということが不安になるかなと思っております。

なお、星印のところですけれども、福祉救援所、あと指定福祉救援所の 指定の基準というのが書かれておりまして、基本的には、まず指定福祉救 援所については、災害対策基本法に合致するというところの福祉避難所に なります。

基準なんですけども、適切な規模であるとか、生活必需品の毛布とかそういったものが備蓄可能な構造又は設備があるとか、あと災害の影響が比較的少ない場所を指定しなさいというところとか、それから円滑な利用の確保とか、相談、助言、その他ができる体制にあるなど、恐らくこれは人材の確保が求められていると受け止めています。

こういった五つの項目全てが合致しないと、指定福祉救援所への指定ができないというところになっております。

2枚目については、さらにちょっと細かいことが書いてあるので、今回 は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

はい。ありがとうございました。

今の話から行くと、もともと震災救援所に避難するという話になってきたものが、ガイドラインの改定もあって、直接今まで使っている施設に行けるようにガイドラインが変わったと。ただ、それに対しての現状として、まだ変更というか、見直しの取組はこれからの段階になっているという、そういう話でいいんですかね。

はいそうです。どこの自治体も現在直接避難を実施しておりません。手探りの状況です。

ただ、法的な縛りがあるのではなく、あくまでもガイドラインで指針というのが示された段階でございます。今後、調査研究していく必要があると考えております。

はい。じゃあ、そういう今のお話があって、現状の課題もあるかと思います。そして、そういう中で、国の仕組みも変わって、この福祉救援所の在り方についても、次の段階に今入りつつあるような、そんなお話かと思いますけれども、皆様のほうでこのことについて、何かご意見あるいはご提案とかあれば、お話しいただければと思いますけれども。

ちょっと質問を先にして、いいですか。

じゃあ、質問を先にします。

今の新しい指定福祉救援所というのを初めて聞いたように思うんですけれども、今までだと、杉並区で20ぐらいの福祉救援所というのがありますよね。それと、この法的に指定されたものとは違うんだと思うんですけども、今の福祉救援所は指定福祉救援所ではないということなのか、どういう条件で今幾つか下に書いてあったけど、五つでしたっけ、そうすると、今までの福祉救援所についてはどうするのかというのを、ちょっと聞きたいと思います。

お願いします。

指定福祉救援所というのは、公示しなければいけないので、今、公示しているのが区施設の福祉救援所5カ所となっています。

福祉救援所はその5か所も含めて、今33か所ございます。5か所の福祉救援所以外に使用できなくなるのではなく、その他の施設も利用しながら、 避難できる体制を整えていかなければいけないものと考えます。

この五つの要件に合致するものを指定福祉救援所として公示していくこ

座長

事務局

座長

委員 座長 委員

座長 事務局 副座長

とになりますが、国のガイドラインや他区の動きを見つつ、今後福祉救援 所をどのようにしていくかを考えていかなければならない。これが今後の 課題というふうに我々は認識しております。

ちょっと補足します。今、委員からお尋ねのあったところは、実は法律でいうと指定福祉避難所という言い方をしているんですけど、それは、地域防災計画の中で一応区立施設ですね、すぎのき生活園であったりとかは、この指定福祉避難所に一応位置づけています。それは地域防災計画上出しているだけで、特段、公示その他は行ってはいないというのが現状です。ですから、今まで民間の高齢者施設とかも含めて、福祉救援所という形で、区は今までオープンにしているというのが現状です。

ただ、今回、このガイドラインが改定されましたので、指定福祉避難所 というものをきちんと公示しなければいけなくなるので、その手続は取ら なきゃいけないというのが、もう一方の課題として出ています。

それと補足させていただきたいのが、実は、杉並区の今の福祉救援所の 避難の考え方は、まずは、この資料の現状で書いてあるとおりです。まず は在宅避難。次に、在宅で避難が困難な場合には震災救援所ということ で、まず震災救援所に行くことが第一になります。ですので、まず福祉救 援所のほうで、先ほどから議論が出ています安否確認、その他、もう全て 福祉救援所がまず第一義的にはそれを把握するということになって、その 要配慮者の方が……

委員 副座長 福祉救援所じゃなくて。地域の救援。地域の救援ですね。そうだよね。 そうです。震災救援所になります。そこで要配慮者の方の避難先が震災 救援所がいいのか、二次救援所がいいのか、はたまた福祉救援所がいいの かという、そこの振分けは震災救援所のほうがまず把握して、救援隊本体 やその施設の開設などの状況に合わせて、避難先を決めるという流れにな

ところが、今回、このガイドラインが改定されて、直接避難という考え 方が打ち出されてしまったものですから、今までの仕組みを変えなければ ならないかどうかというところが、大きな課題になっています。

もし、福祉救援所への直接避難という仕組みを立ち上げるならば、どのような仕組みで杉並区は運用していくかといったところで、今、事務局のほうで思いつく課題をご提示させていただきました。これだけじゃないかもしれません。

ですが、国のガイドラインというのが改定されて、実際に直接避難ができればいいという声も、実際には私どもも頂いているところではありますので、その仕組みをつくるかどうかを含めて、検討しないわけにはいかないので、本日、資料をお配りさせていただいて、ご意見いただければということで出させていただいたものです。

これで決まるわけじゃないんだ。

はい。

っているんです。

委員のほうもよろしいでしょうか。

まあ、ほかの人に。

はい。委員、お願いします。

はい。今、副座長おっしゃったように、震災救援所としては、当分は今までどおりの考え方でおります。したがって、一番初めにもお話ししましたけど、まずは在宅が基本で、そこから必要に応じて震災救援所のほうに誘導して、状況を見ながら、必要があれば専門的な福祉救援所のほうにま

委員 事務局

座長

全員

座長

委員

た搬送していくというところまでを、もう、頭に準備はしております。

したがって、大体ほとんどの方が床で直接寝られない方が多いですから、西宮は、今12床、仮設ベッドを用意しております。ただ、コロナのことがあるので、いわゆる感染症の隔離のエリアにもやっぱりベッドは用意しなきゃいけませんから、その12床じゃ当然足りないような気もするんですけど、まあ学校もそんなに広くないですから、一応今年度は12床を用意しています。

要は、そういう震災救援所のほうの具体的な準備もこの要配慮者に対しては絶対必要なので、それは予算は限られていますけれども、何とかそういう確保を震災救援所が準備できるようにはしておかないと、受け入れたはいいが、体育館とかいろんなところで直接床に寝てくださいというのでは、これは全然フォローしていないことになりますから、その辺は大事なのかなと思いますし。

それと、一番初めにもお話ししましたけど、やはりできる限り早く専門的な場所にお連れするほうがいいという方が、名簿の中にやっぱり若干いらっしゃいます。そういう人たちは、もう本当に、まさに個別に避難支援プランを福祉救援所とマッチアップしてつくっていくべきではないかなと思います。それ以外の方々は、今までどおりで、在宅避難または震災救援所での避難生活という形で私はいいのかなと思うんですけど、これは私の個人的な考え方ですので、また皆さんのお話も伺いたいと思います。

以上です。

はい。

ほかに。お願いします。

はい。今おっしゃったように、プラスそういう方向で行くのが、個人的におっしゃったと思いますけど、私もそう思います。

実際、本当にコロナの状態とこの障害に関する方々の現場での対応というのは非常に難しくて、障害の方は、その専門の方がいらしたとしても、こういう現状の中で受付体制がどういうふうになっていくのか、救援所に対してのやはりもう一回見直しが必要かなと思っているんですね。

ですから、感染症に関することというか、コロナに関することは、本当に前提でこの間もお話があったんですが、対応の仕方が難しい。それから、特別に別室でということになると、今おっしゃったように、床に寝てくださいというわけにはいかないですから、ベッドをちょっと組み立てて、やったんです。あまりの高さに、高さと狭さに、寝返りを打ったら落っこっちゃうというようなベッドを私たちは組み立てたことがあるんですね。そういうものを踏まえて、皆さんが現場で見ていただいて、あまりにその、本当に障害に対すること、それから具合の悪い方の対応をもう一度見直していただきたいなということを思います。

ですから、今12床とおっしゃっていました。うちは半分ぐらいしかないんですけど、私は、寝てびっくりしたのは細さですね。寝返りを打ったら落ちます。私は、あまりの高さに、これでは真っすぐ寝なさいよと言っているだけのベッドだと思うんですが、そういうふうな、もう対応の仕方というのは多々あるんですが、やはり細部にわたってちょっと大変でしょうけれども、現場の意見もお聞きしながら、対応していただくとありがたいなと思っています。

はい。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

座長

委員

副座長

事務局から。

座長

はい。事務局にちょっと、はい。

事務局

防災課です。

委員 防災課

ベッドの件につきまして、区のほうでも、ちょっとベッドを入れてしま うと、どうしても避難場所がその分……

分かります。

どうしても少なくなってしまうところでもあるんですが、今後ともベッ ドのこととかについては、どのようにこう、やっぱりなかなか床で生活す る、寝たりとかするのも難しいこともあろうかと思いますので、その辺 の、今後どのようにやっていくか、区の防災課、あと震災救援所の方々 と、ちょっとその辺、いろいろご意見等を取り入れながら、コロナのこと も含めて、またブラッシュアップというか考えていきたいと思いますの で、よろしくお願いします。

はい。よろしくお願いします。

はい。お願いします。

あくまでうちの事例ですけれども、うちの仮設ベッドは、普通190、そ れから横は1メーター、全部段ボールの組合せで、高さもちょうど皆さん が腰を下ろして、立ったり座ったりができやすいような段ボールを今のと ころ用意して、何種類か試行錯誤しておるんですけど、もっと改善の余地 はあるのかなと思っております。

したがって、さっき12と言いましたけど、その中で3種類あります。統 一されているわけではなくて、まだ我々も試行錯誤をしております。

それから、要配慮者のスペースは、体育館とは別個に、学校で一番比較 的広い場所を要配慮者スペースとして施設利用計画で設定していまして、 そちらのほうにベッドを敷いてお迎えするような形になります。

ただ、会場が2階になっていまして、その辺りは防災課の備蓄でありま すレスキューキャリーマットとか、いろんなものを駆使して会場のほうに 搬送するという形で計画していまして。本当は1階がいいんでしょうけれ ども、逆に静かな場所のほうがいいということもあって、我々は2階の広 い部屋を要配慮者スペースとして、そこにベッドを並べてお迎えする準備 をしております。

そういう段ボールもありますから、幾らでもご紹介させていただきま す。

すみません。補足しますが、段ボールもやって、2種類やっているんで すね。ですから、今、段ボールのお話がありましたけども、やはり段ボー ルも試験的にやりました。すごく、中に入っているお水が重くて、非常に 大変だったりするんですが、やはりそういう段ボールのものも利用しなが らさせていただいているのと同時に、うちの井草中学校は3階建てですの で、全部、階ごとに違う役目をつけています。

ですので、1階は体育館を利用し、2階は男性エリアで、3階が女性エリ アという、全部色分けをさせていただいているのももう随分前からなんで す。やはり女性を守るということを含めてですが、3階に男性が入らない ようにというのをちょっと口頭で伝えてありますが、そういう色分けをし ながら、本当に皆さんが配慮しなきゃならない方々を別部屋というので 1階の奥のところというのは、全部、設定の中では入っております。

はい。

じゃあ、お願いします。お待たせしました。

委員

座長 委員

委員

委員

今、井草中学校、西宮中学校がこういう要配慮のある方々に対する救援 所としての配慮が、あ、そんなことまでやっているのかと、正直に私自 身、今思いながら聞いていて、私どもの救援所そのものは、そういうこと を考える余地もない状況があるのが実態です。

一言、こんなことを、言っちゃいけないとは思いますが、今、行政の 方々が、法ではこういうふうになって変わってきて、こうすることになっ ていますと。そういうことになっていますなら、まず行政でやってくださ いよ。私ども町会というところは、それはもちろん協力をして、皆さんが 安全に避難できるようにということを配慮しながら、ふだんいろいろ考え ておりますし、コロナのことについても、今年、和田地域でもって、3回 ぐらいの、いろんな訓練をやってはおります。

だけど、今、ここで話題になっているような要配慮のある方々をどうい うふうにして安全に避難してという、そこへ行く前に、震災が起こったと きに集まってきた人たちをどうしようか。杉並第十小学校は青梅街道です ので、3.11のときも、夜、かなり大勢来て、地域に関係のない方々も来ら れたりする。

そういうことまで考えていくと、要配慮の方々に対しては考えが及ばな いなんていうことは言えないし、またそうはしないだろうとは思いますけ れども、いろんな、気が回っていかない事柄が多過ぎる。本当に避難所訓 練そのものができるのかというところで迷っているわけです。

まず、だから行政としてやらなきゃいけないことはやって、そして、 我々はまちの中で大勢の人たちを避難させる。それだけじゃなくて、消防 署からも連絡があります。それから、警察からも、来いという話がありま す。地域のいろんな会もあります。私は、杉十、高南中、両方、いろいろ 会にも関わっておりますので、もうまさに、あれもこれも全部町会の役割 みたいにして、今、下部に仕事が落ちてきているわけですよね。

ですから、専門機関が一応法律的にあって、そこでこういうことをやる ことになっているのならば、我々の意見を聞いていただくことは大変うれ しいけども、まず、それをきちっと、杉並区なら杉並区でやっていきまし ょうよという、その意気込みを聞かせてくれれば、我々も少しずつ救援所 のことに慣れていく中で、そういうところに気が向いていくんじゃないか というふうに思って、感想になりましたけど、そんな思いでいっぱいで す。

委員 座長 事務局 はい。ありがとうございました。

今、貴重なご意見を頂いたので、区のほうで何かありますでしょうか。 いや、区でいろいろお世話になっていることは間違いないんです。 ええ。

そうですね、いろんな場ですか、そういったところで、区のほうもこう しましょう、こうしたほうがいいですよとか、こうしていきましょうとい うところを言っていったり、例えば、今回、井草中、西宮中のほうの事例 を、これ、第一部会のほうの議題にもなりましたが、事例を紹介しなが ら、例えばこういうことをやってみませんかとか、一緒にやっていきまし ょうよと。例えば段ボールのベッドを活用した、いわゆる寝床の確保と か、そういったことを訓練あるいは連絡会等でPRできればなというふう に考えております。

座長

はい。

ほかに、皆さん、まだこの件について何かございますでしょうか。福祉

18

委員

事業者の方でも何かございますでしょうか。よろしいですか。 すみません。ケア24上井草です。

先ほどからちょっとお話があった、やはり要配慮者の方ですけれども、 例えば3日分の備蓄が必要とか、災害のときにはここに避難するとか、そ もそも、そういった情報とか事前の準備ということがなかなか届きにくい 方でもあるのかなというふうに思いながら聞いていました。

なので、訓練もそうなんですけれども、全く行えていないということで、震災救援所と福祉救援所が合同で訓練をする中で、やっぱりそういう、日頃からどこの地域にそういう、何というのか、A層の方が何人いて、そのときには、まず、どこに一旦その情報を集約して、そこからじゃあ救援所につないでいくのかとかという、ちょっと具体的な流れをやはり練習しておかないと、なかなか災害のときに、急にじゃあ動けるかというと、やっぱり難しいし、想定外のこともたくさん起こるのかなというふうに感じていました。

なので、そうですね、ちょっとコロナ禍ではあると思うんですが、まずできることとして、訓練をぜひ計画してやっていけるといいのかなというふうには思いました。

座長

はい。ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

委員

福祉事業者の我々は、勤務をしているという関係から、どうしても勤務 帯の事業計画、避難計画にのっとるというところがまずあって、どこまで 地域のお手伝いができるのかというところがまず一つあります。

そこをいつも勉強会とかで防災課さんとかと一緒にやらせていただいているんですけれども、そうはいっても杉並区在住ではない勤務者が多々いる大きな事業所もあるので、そうすると、広域から来ているというところで行くと、私たちもまず避難者になってしまう可能性もあるというところもあるんですけれども。ただ、お手伝いができる人数がどれぐらいなのかとか、何が何でも帰らなきゃいけない人数はどれぐらいなのかというところの集約は今後していかなきゃいけないなというところが一つあります。

で、ベッドの問題なんですけれども、ケアマネジャーというか、私たちのふだんの支援のところから行くと、常時ベッドで寝なくてはいけない方というのは実は非常に少なくて、ベッドは何のためにあるかといったら、介助する側が腰を痛めないとか介助しやすいといったところがあるので、まず、床で安全に寝てもらえる工夫をしていただいて、介助をするときにベッドに移動ができるとかというふうに考えても一ついいのかなというふうには思っています。

以上です。

座長

はい。ありがとうございました。

お願いします。

委員

今、すごく貴重なご意見を頂いて勉強になったんですけども、私、いつも思っているんですが、ぜひ、どういう形であれ、各震災救援所に専門職の方が関わっていただきたいと思います。これは、医療と介護を両面で私たちはそれをすごく希望しておりまして、そういったご意見が具体的な我々のマニュアル作成にどうしても欠かせませんので、ぜひ、それを全区的に、そちらの組織の中でも、我々はぜひ受け入れたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委員

お願いいたします。

座長

はい。ありがとうございました。

今の関係で、私ども社会福祉協議会でも、区内の社会福祉法人の連絡会議みたいな、何ていうんですかね、拘束力はないんですけども、そういう情報共有の場を持っていまして、その中でも、社会福祉法人として地域貢献をどういうことができるかということを、様々、今ご意見なんかも交換させていただいています。

そういう中でも、特に地域で何が一番必要かというと、やっぱり平時よりも非常時。その非常時のときの専門職のお力をどう生かすかというところの中で、社会福祉法人の中でも考えてもらえないか、そんな話もしていますし、今、特に、直接、○○委員から強いお話も頂きましたので、私のほうでも持ち帰って、その辺りをもう一回、それぞれの法人のほうにもお伝えしていければと思っております。ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。時間の関係もありますので、もしないようでしたら、今日、気がついたところがあれば、また後々区のほうにお伝えいただいても結構な、そういう案件かと思いますので、そういう扱いにさせていただければと思います。ありがとうございます。

議題、予定していたものは以上でございますけれども、皆様のほうで何かこう、この際こういうことをちょっと皆さんにお話ししておきたいとか、そういったことは何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)

(1,

はい。

それでは、事務局のほうで、その他ということでお願いします。

はい。それでは、すみません、皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。皆さんから頂きました意見等につきましては、今後いろいろと検討して、引き続きやっていくかどうかも含めて、事務局内で検討させていただきます。

また、現在もまだ新型コロナのオミクロンが結構蔓延している状況なんですけども、3月に通常でしたら、協議会の本体を開く予定でおりますけれども、開けるかどうかも含めて検討した結果、こういったご議論いただいた内容について、開けるという場合には、また結果を報告させていただければと思います。

あと、例年なんですけども、今度は次年度の話になりますが、8月ぐらいに大体1回目の部会を開いているところでございます。また開く状況になりましたら、皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

はい。

ちょっと防災課から。

はい。

すみません。防災課から、皆さんに感震ブレーカー設置支援事業のお知らせのほうを配らせていただいています。今日、阪神大震災から、ちょうど27年を迎える日になっています。阪神大震災でも火災の6割以上が通電火災と申しまして、震災が起こった後、一旦停電して電気が使えなくなるんですが、その後、復電したときに、ブレーカーが落ちていない状況で復電してしまうと、例えばストーブとかこたつ、電気関係のそういうストーブとかが毛布とか衣類とかそういうところに着火して、電気火災が起こった事例が約6割起こっています。

座長

事務局

座長 副座長 座長

事務局

今日ご紹介するこの感震ブレーカーなんですけども、震度5強以上の地震を感知すると、自動的にブレーカーが落ちるシステムになっていまして、これ、そのモデルなんですけども、これをちょっと揺らしますと、ブレーカーが上から下に自動的に切れるようになっています。

こちらの感震ブレーカーの事業につきまして、65歳以上の方、また身障 手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯、また は難病患者福祉法の福祉手当を受けている方の世帯、その他地域たすけあいネットワーク(地域の手)の登録者のいる世帯について、こちらの器具の購入費、あと設置費用については、区が負担して無料という形になっています。一般の対象者の方であっても、設置費用の2,000円のみの負担で取り付けることができますので、ぜひ周りとかでご関心等ある方について、こちらのほうをご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

座長

はい。

以上でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

座長

皆様のほうで、最後、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。 (なし)

座長

はい。

それでは、本日の会議については、これで閉会とさせていただきます。 どうもありがとうございました。